

八尾市立学校等における健康診断用器具滅菌業務仕様書

八尾市立学校等における健康診断用器具滅菌業務に関して八尾市（以下「委託者」という。）が契約先（以下「受託者」という。）に委託する業務は、次のとおりとする。

1. 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

2. 対象施設 小学校 27校
中学校 14校・夜間学級 1箇所
義務教育学校 1校

3. 契約期間内の1年度あたり使用予定数量

	歯鏡	探針	舌圧子 (歯科)	鼻鏡	耳鏡	舌圧子 (耳鼻科)	舌圧子 (内科)	舌圧子 合計
小学校	25,150	1,880	890	1,880	1,860	1,490	3,300	5,680
中学校	13,420	560	300	1,370	1,380	1,390	920	2,610
教育委員会	300	150	0	160	160	140	140	280
合計	38,870	2,590	1,190	3,410	3,400	3,020	4,360	8,570

4. 健診内容 内科健診 一学校に対し年間3回程度（学校によって異なる）。
歯科健診・耳鼻咽喉科検診 一学校に対し年間1回程度。
ただし、義務教育学校においては、前期課程・後期課程に分かれて健診を実施する。
就学時健康診断(内科・歯科・耳鼻咽喉科) 年に1回。

5. 使用器具 歯鏡・探針・舌圧子・鼻鏡(和辻式・ハルトマン式)及び耳鏡については、全て委託者が所有するものを使用すること。

6. 消毒方法 器具の消毒方法は、全て高圧蒸気滅菌とし、器具の劣化や破損の無い温度及び時間を設定し、実施すること。（日本薬局方による微生物殺滅法を参照のこと）

7. 実施方法 (1) 搬入日時等

各学校が、受託者に対し、健診日時及び使用する器具とその必要数量を電子メールまたはFAXにて連絡を行う。

受託者は、学校の連絡内容に基づき、健診日の2日前までに、必要数量を納入すること。

(2) 納品方法

受託者は、滅菌状態を保証するために専用のカスト・滅菌バッグ・デリバリーボックスをもって納品すること。

ボックスは、1人で持ち運びが可能な重さ(20kg未満)に小分けして納品すること。

(3) 回収方法

受託者は、各学校における健診実施日の翌々日以降に器具の回収を行うこと。

8. 保管責任 受託者は、委託者が器具を引き渡した日から契約期間が終了するまで、保管責任を負う。ただし、学校に納品した時点から回収するまでの間を除く。
器具の保管・配送及び回収に係る費用は、受託者の負担とする。

9. 契約方法 器具1本あたりの各単価契約とする。

10. 報告義務 (1) 受託者は、各学期終了後30日以内に、各学校への納品数量を書面で委託者に報告する。
(2) 受託者は、器具の破損状況及び保管本数を、一学期の健康診断終了後8月末日までに、書面で委託者に報告する。

11. その他 仕様書等に定めのない事項については、委託者受託者協議のうえ処理するものとする。